

ID: 840

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の11第1項の規定による。 (協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日